

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成24年7月12日(2012.7.12)

【公開番号】特開2012-22689(P2012-22689A)

【公開日】平成24年2月2日(2012.2.2)

【年通号数】公開・登録公報2012-005

【出願番号】特願2011-156765(P2011-156765)

【国際特許分類】

G 06 Q 50/04 (2012.01)

G 06 Q 30/04 (2012.01)

【F I】

G 06 F 17/60 1 0 6

G 06 F 17/60 3 3 2

【手続補正書】

【提出日】平成24年5月28日(2012.5.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

集積回路チップメーカーと関連づけられた収入を生み出す方法であって、コンピューティングデバイスに組み込まれた半導体回路チップに格納されたプリローディングされた非起動アプリケーションの遠隔起動に基づいて販売後受取収入を生み出すことを含み、

コンピューティングデバイスにおいて、第1の論理が、プリローディングされた非起動アプリケーションを検出することと、

コンピューティングデバイスにおいて、第2の論理が、前記非起動アプリケーションの検出に応じて、前記プリローディングされた非起動アプリケーションと関連する起動状態を要求する起動問い合わせ要求を生成して送信することと、

サーバーにおいて、第1の論理が、ネットワークを通じて送信された前記起動問い合わせ要求を受信することと、

サーバーにおいて、第2の論理が、前記コンピューティングデバイスと関連する情報に基づいて起動状態を決定することと、

サーバーにおいて、第3の論理が、前記決定された起動状態を送信することと、

コンピューティングデバイスにおいて、第3の論理が、前記プリローディングされた非起動アプリケーションと関連する起動状態を受信することと、

コンピューティングデバイスにおいて、第3の論理が、前記受信した起動状態に基づいて、前記プリローディングされた非起動アプリケーションを起動させるかどうかを決定することと、

コンピューティングデバイスにおいて、第4の論理が、前記非起動アプリケーションを起動させるかどうかの決定に基づいて、前記プリローディングされた非起動アプリケーションを起動させることと、を具備し、

前記販売後受取収入を生み出すことは2段階で発生し、第1回目は、前記集積回路チップが前記集積回路チップメーカーから出荷されたとき、または前記集積回路チップが相手先ブランドコンピューティングデバイスのメーカーから出荷されたとき、または前記集積回路チップがコンピューティングデバイスの消費者ユーザーに到着したときに発生し、第2回目は、コンピューティングデバイスにおいて、前記プリローディングされた非起動ア

プリケーションの起動に基づいて、販売後受取収入の少なくとも一部を第5の論理によって前記集積回路チップメーカーと関連づけることにより発生する、方法。

【請求項2】

前記販売後受取収入に対応する販売後支払収入は、前記コンピューティングデバイスの消費者ユーザーから支払われる請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記コンピューティングデバイスは、ポータブル無線デバイスである請求項1に記載の方法。

【請求項4】

前記遠隔起動は、無線ネットワークを通じて生じる請求項1に記載の方法。

【請求項5】

相手先ブランドコンピューティングデバイスマーカーと関連づけられた収入を生み出す方法であって、コンピューティングデバイスに組み込まれたプリローディングされた非起動コアアプリケーションの遠隔起動に基づいて販売後受取収入を生み出すことを含み、

コンピューティングデバイスにおいて、第1の論理が、プリローディングされた非起動アプリケーションを検出することと、

コンピューティングデバイスにおいて、第2の論理が、前記非起動アプリケーションの検出に応じて、前記プリローディングされた非起動アプリケーションと関連する起動状態を要求する起動問い合わせ要求を生成して送信することと、

サーバーにおいて、第1の論理が、ネットワークを通じて送信された前記起動問い合わせ要求を受信することと、

サーバーにおいて、第2の論理が、前記コンピューティングデバイスと関連する情報に基づいて起動状態を決定することと、

サーバーにおいて、第3の論理が、前記決定された起動状態を送信することと、

コンピューティングデバイスにおいて、第3の論理が、前記プリローディングされた非起動アプリケーションと関連する起動状態を受信することと、

コンピューティングデバイスにおいて、第3の論理が、前記受信した起動状態に基づいて、前記プリローディングされた非起動アプリケーションを起動させるかどうかを決定することと、

コンピューティングデバイスにおいて、第4の論理が、前記非起動アプリケーションを起動させるかどうかの決定に基づいて、前記プリローディングされた非起動アプリケーションを起動させることと、

コンピューティングデバイスにおいて、第5の論理が、前記プリローディングされた非起動アプリケーションの起動に基づいて生み出される販売後受取収入の少なくとも一部を相手先ブランドコンピューティングデバイスマーカーと関連づけることと、

具備し、

前記販売後受取収入を生み出すことは2段階で発生し、第1回目は、前記コンピューティングデバイスが相手先ブランドコンピューティングデバイスマーカーから出荷されたとき、または前記コンピューティングデバイスがコンピューティングデバイスの消費者ユーザーに到着したときに発生し、第2回目は、コンピューティングデバイスにおいて、前記プリローディングされた非起動アプリケーションの起動に基づいて、販売後受取収入の少なくとも一部を第5の論理によって前記相手先ブランドコンピューティングデバイスマーカーと関連づけることにより発生する、方法。

【請求項6】

前記販売後受取収入に対応する販売後支払収入は、前記コンピューティングデバイスの消費者ユーザーから支払われる請求項5に記載の方法。

【請求項7】

前記コンピューティングデバイスは、ポータブル無線デバイスである請求項5に記載の方法。

【請求項8】

前記遠隔起動は、無線ネットワークを通じて生じる請求項 5 に記載の方法。

【請求項 9】

コンピューティングデバイスにおいて、第 6 の論理が、前記プリローディングされた非起動アプリケーションの 1 回以上の起動をモニタリングすることと、

コンピューティングデバイスにおいて、第 7 の論理が、前記 1 回以上の起動のモニタリングに基づいて、前記プリローディングされた非起動コアアプリケーションの使用を前記サーバーに報告することと、を具備する請求項 1 または 5 に記載の方法。

【請求項 10】

前記遠隔起動は、前記集積コンピューティングデバイスが相手先ブランドコンピューティングデバイスマーカーから出荷された後に生じる請求項 9 に記載の方法。

【請求項 11】

前記遠隔起動は、前記コンピューティングデバイスと消費者ユーザーとの間における対話に応じて生じる請求項 9 に記載の方法。

【請求項 12】

前記報告された使用は、前記遠隔起動と関連する起動条件にさらに基づく請求項 9 に記載の方法。

【請求項 13】

前記コンピューティングデバイスは、ポータブル無線デバイスである請求項 9 に記載の方法。

【請求項 14】

前記遠隔起動は、無線ネットワークを通じて生じる請求項 14 に記載の方法。